

日光市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光市広告事業実施要綱（平成18年日光市告示第20号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、日光市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲及び種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告の種類はバナー広告とする。

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、市ホームページの「トップページ」最下段で、市が指定する位置とする。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第4条 広告の枠数、規格及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は1カ月単位とし、連続して掲載できる期間は最大12カ月とする。

(広告の掲載時間)

第6条 広告の掲載時間は、掲載期間の初日の午前9時から、最終日の午後5時に終了するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 市長は、市ホームページ及び広報にっこうにより広告掲載希望者を公募する。

(広告掲載の申し込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、日光市ホームページバナー広告掲載申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の方法)

第9条 広告掲載の順位は、原則として申し込みを受け付けた順とする。

2 申込者が多数の場合は要綱第7条の規定に基づき取り扱う。

(広告掲載等の決定等)

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、要綱第8条の規定に基づき、掲載の可否を決定し、日光市広告掲載・不掲載決定通知書（要綱様式第2号）により、申込者にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、申込者に広告案の修正を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告掲載の決定を受けた申込者(以後「広告主」という。)は、前条の規定による広告掲載決定後、20日以内に市の発行する納付書により、広告掲載料を納入するものとする。

(広告原稿の作成・提出)

第12条 広告主は、市が指定する方法により広告原稿を作成するものとし、市が指定した期日までに提出するものとする。

(広告の表現方法)

第13条 利用者に適切な閲覧環境を提供するため、別表第2に掲げる事項を遵守するものとする。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、要綱第13条の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載の一時中止)

第15条 広告掲載期間中に次の各号のいずれかに該当することが生じた場合は、広告主が適切な措置を講じるまでの間、広告掲載を中止することができる。

- (1) 広告主が広告からのリンクを指定したサイトが存在しなくなったとき
- (2) 広告主が広告からのリンクを指定したサイトに、日光市広告掲載要綱第3条に定める内容が存在したとき
- (3) 広告主が広告からのリンクを指定したサイトに、日光市広告掲載要綱第3条に定める内容を含むサイトへのリンクが存在したとき
- (4) 広告主が広告からのリンクを指定したサイトに広告主の管理が及ばなくなったとき

(広告掲載の削除)

第16条 日光市は、広告主が次の各号のいずれかに該当した場合、広告主に対し何らの催告なしに市ホームページから広告主の広告を削除することができる。

- (1) 破産、民事再生、会社更生、会社整理または特別精算の申し立てがされたとき
- (2) 解散、営業停止状態となったとき
- (3) 広告主の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (4) 広告主が業務運営について行政当局から注意又は勧告を受けたとき

(5) 広告主の業務運営が広序良俗に反し、広告主の広告を市ホームページに掲載することがふさわしくないと、日光市が判断したとき

(6) その他各号に準ずる事由があると、日光市が判断したとき

(広告掲載料の返還)

第17条 広告の掲載が取り消された場合、広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、この限りではない。

2 前号の広告掲載料を返還は、日割り計算で算出するものとし、返還する金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。なお、返還する広告掲載料に利子は付さない。

(免責事項)

第18条 広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告掲載料の返還、損害の補償等を日光市に請求しないこととする。

(1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバー・コンピュータへの不正アクセス、通信回線等の事故・障害による停止

(補足)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年11月20日一部改正)

この要領は、平成21年12月1日から実施する。

附 則 (平成22年4月22日一部改正)

この要領は、平成22年5月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月14日一部改正)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年9月8日一部改正)

この要領は、平成27年10月1日から実施する。

附 則 (令和元年9月2日一部改正)

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附 則（令和 6 年 1 月 1 5 日一部改正）

この要領は、令和 6 年 2 月 1 日から実施する。

別表第 1（第 4 条関係）

1. 掲載規格及び掲載料

トップページ（最下段）

規格（トップページ 1 枠）	期 間	掲 載 料
天地： 50 ピクセル 左右： 150 ピクセル 容量： 8 キロバイト以内 ファイル形式： GIF、JPEG	1 箇月	10,470 円
	6 箇月	52,370 円
	12 箇月	104,740 円

別表第 2（第 13 条関係）

表現方法の遵守事項
1. アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切り替え又は点滅の間隔を 2 秒以上確保すること。
2. 画面の切り替え表示を行う場合は、明度差（コントラスト）が大きすぎないように十分配慮すること。
3. 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像や写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取る等、文字を読みやすくする処理を行うこと。